

犯罪被害者等支援 メニューリスト

砥部町

目 次

(砥部町) の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2	犯罪被害者等支援金	1
3	経済的支援	
1	高額療養費の支給【国保・後期】	1
2	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免【国保】	1
3	ひとり親家庭等医療費の助成	1
4	自立支援医療の負担軽減	2
5	高額介護（予防）サービス費の支給	2
6	高額医療・高額介護合算療養費の支給	2
7	町営住宅への入居	2
8	町税等の納税相談、減免	2
9	上下水道料金の減免、納付	2
10	生活保護	2
11	国民年金の支給（遺族基礎年金）	3
12	障害基礎年金	3
13	児童扶養手当	3
14	ひとり親家庭等の保育料の軽減	3
15	一時保育（一時預かり）	3
16	就学費用の援助	3
4	精神的・身体的被害の回復・防止等	
1	身体の障がい	4
2	精神保健福祉	4
3	障がい者虐待	4
4	高齢者虐待	4
5	区域外就学、校区外通学	4
6	児童制度のこころの相談	4
7	いじめ、不登校児童生徒、家庭が抱える相談支援	5
8	子育ての悩み	5
9	D V相談	5
10	住民基本台帳事務による閲覧制限	5
11	商品、サービスに関する苦情や業者とのトラブル	5
12	多重債務に関する相談	5
13	人権相談	5

支援メニューリスト（砥部町）

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問い合わせに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	地域振興課 コミュニティ支援係 役場 2 階 089-962-7250
--	---

2 犯罪被害者等支援金

相談内容		制度・サービスの内容	窓口
1	犯罪被害者等支援金	殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、または重症病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金（支援金）を給付します。	地域振興課 コミュニティ支援係 役場 2 階 089-962-7250

3 経済的支援

相談内容		制度・サービスの内容	窓口
医療・介護			
1	高額療養費の支給 【国保・後期】	世帯の 1 か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	保険健康課 医療保険係 役場 1 階 089-962-7057
2	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免【国保】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	保険健康課 医療保険係 役場 1 階 089-962-7057
3	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成します。	保険健康課 福祉医療年金係 役場 1 階 089-962-7057

	4	自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	介護福祉課 障がい福祉係 役場 1 階 089-962-7255
	5	高額介護（予防）サービス費の支給	利用者の 1 か月間の介護サービス利用者負担額が、利用者負担の上限を超えた場合、申請によりその超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給します。	介護福祉課 介護保険係 役場 1 階 089-962-7255
	6	高額医療・高額介護合算療養費の支給	利用者の 1 年間の医療保険と介護保険の両方の利用者負担額が、利用者負担の上限を超えた場合、申請によりその超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給します。	保険健康課 医療保険係 役場 1 階 089-962-7057 【介護保険に関すること】 介護福祉課 介護保険係 役場 1 階 089-962-7255
住まい・生活				
	7	町営住宅への入居	犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合には、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅への入居に関する相談に応じます。	建設課 管理係 役場 2 階 089-962-6010
	8	町税等の納税相談、減免	町税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた納税相談に応じます。	税務課 収納係 役場 1 階 089-962-2061
	9	上下水道料金の減免、納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、漏水に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【水道料金の漏水減免及び納付相談】 上下水道課 水道管理係 役場 1 階 089-962-7001 【下水道料金の漏水減免及び納付相談】 上下水道課 下水道管理係 役場 1 階 089-962-6363
	10	生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	介護福祉課 社会福祉係 役場 1 階 089-962-7255

年金

11	国民年金の支給 (遺族基礎年金)	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者やこどもがいるときに支給します。	保険健康課 福祉医療年金係 役場 1 階 089-962-7057
12	障害基礎年金	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障がいが残った場合などに、一定額を支給します。	保険健康課 福祉医療年金係 役場 1 階 089-962-7057

子育て

13	児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	子育て支援課 子ども福祉係 中央公民館 1 階 089-962-6299
14	ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	子育て支援課 保育幼稚園係 中央公民館 1 階 089-962-6171
15	一時保育（一時預かり）	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども（保育園等に入所していないこども）を保育します。	子育て支援課 保育幼稚園係 中央公民館 1 階 089-962-6171

教育

16	就学費用の援助	経済的な理由で小中学校へ児童生徒を就学させることが困難な保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助します。	学校教育課 学校教育係 中央公民館 2 階 089-962-4820
----	---------	--	--

4 精神的・身体的被害の回復・防止等

相談内容		制度・サービスの内容	窓口
福祉			
1	身体の障がい	身体に障がいがある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	介護福祉課 障がい福祉係 役場 1 階 089-962-7255
2	精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	介護福祉課 障がい福祉係 役場 1 階 089-962-7255 砥部町保健センター 089-962-6888
3	障がい者虐待	障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待の防止の啓発を行います。	砥部町障害者虐待防止センター (介護福祉課内) 089-962-7255
4	高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、関係機関と連携し虐待の早期発見・早期対応に努めます。	介護福祉課 高齢者福祉係 役場 1 階 089-962-7255
教育			
5	区域外就学、校区外通学	教育的見地から、指定された学校以外の学校へ就学することを認めます。	学校教育課 学校教育係 中央公民館 2 階 089-962-4820
6	児童生徒のこころの相談	スクールカウンセラーやハートなんでも相談員が児童生徒のこころの相談等に応じます。	学校教育課 学校教育係 中央公民館 2 階 089-962-4820

	7	いじめ、不登校児童生徒、家庭が抱える相談支援	スクールソーシャルワーカーが、いじめや不登校など児童生徒や保護者等の相談に応じ、関係福祉機関等とのネットワークを活用して支援を行います。	学校教育課 学校教育係 中央公民館 2 階 089-962-4820
子育て				
	8	子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。 児童虐待に関する相談にも応じます。	子育て支援課 こども家庭センター係 中央公民館 1 階 089-907-5665
D V				
	9	D V 相談	身体や精神に疾患がある人、またはその家庭に関する D V についての相談に応じます。	砥部町保健センター 089-962-6888
	10	住民基本台帳事務による閲覧制限	D V 被害者からの申し出により、加害者からの住民票の写しや戸籍の附票の請求に対して拒否することができる支援措置を行い、D V 被害者の保護を行います。	町民課 戸籍住民係 役場 1 階 089-962-2026
消費者支援				
	11	商品、サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪徳商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	商工観光課 商工労政係 役場 2 階 089-962-7288
	12	多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	商工観光課 商工労政係 役場 2 階 089-962-7288
人権				
	13	人権相談	人権擁護委員会による人権相談窓口を月 1 回設置しています。	社会教育課 社会教育係 中央公民館 2 階 089-962-5952